

ペンシルバニア州親権・監護権概要

ペンシルバニア州親族法の概要

ペンシルバニア州親族法の法律は、1編から79編で構成されるペンシルバニア州法の第23編「家族関係」(TITLE 23 DOMESTIC RELATIONS)として規定されている。

第23編は以下のとおりIからVIIIまでの部(PART)に分類される1から84までの章(Chapter)で構成されており、親権ないし監護権については、その実体的な内容及び手続につき、第4部の子どもと未成年者(PART VI. CHILDREN AND MINORS)の中の第53章の子の監護権(Chapter 53 - Child Custody)において規定されている。

州ないし国を超える監護権に関する管轄等を規律するUCCJEAの規定が第4部の第54章として規定されているほか、第52章の統一子の奪取防止法(Uniform Child Abduction Prevention Act)において州ないし国を超える子の奪取に関する裁判所の命令等について規定されている。

PART I. GENERAL PROVISIONS

PART II. MARRIAGE

Chapter 11 - Preliminary Provisions

Chapter 13 - Marriage License

Chapter 15 - Marriage Ceremony

Chapter 17 - Miscellaneous Provisions Relating to Marriage

Chapter 19 - Abolition of Actions for Alienation of Affections and Breach of Promise to Marry

PART III. ADOPTION

PART IV. DIVORCE

Chapter 31 - Preliminary Provisions

Chapter 33 - Dissolution of Marital Status

Chapter 35 - Property Rights

Chapter 37 - Alimony and Support

Chapter 39 - Mediation

PART V. SUPPORT, PROPERTY AND CONTRACTS

PART VI. CHILDREN AND MINORS

Chapter 51 - General Provisions

Chapter 52 - Uniform Child Abduction Prevention

Chapter 53 - Child Custody

Chapter 54 - Uniform Child Custody Jurisdiction and Enforcement

Chapter 55 - Liability for Tortious Acts of Children

Chapter 56 - Standby Guardianship

PART VII. ABUSE OF FAMILY

Chapter 61 - Protection from Abuse

Chapter 63 - Child Protective Services

Chapter 65 - Newborn Protection

PART VIII. UNIFORM INTERSTATE FAMILY SUPPORT

PART VIII-A. INTRASTATE FAMILY SUPPORT

親権・監護権の概念・内容

親権ないし監護権に相当する概念あるいは関連する概念として、他の多くの州と同様に、法的監護権 (Legal Custody 医療、宗教、教育上の決定を含む主要な決定を子のために行う権限)、身上監護権 (Physical Custody 子を実際に身体的に保護し支配する権限) という種別があり、それぞれにつき、単独(solo)と共有(shared)があるほか、身上監護権については、主要身上監護権 (Primary Physical Custody 過半数の期間につき子の身上監護権を有すること)、部分身上監護権 (Partial Physical Custody 過半数未満の期間につき子の身上監護権を有すること)、及び、監督付身上監護権 (Supervised Physical Custody 裁判所より指名された、または、当事者が合意した機関又は成人が上記の権限を有する者と子との間の相互交流を監視すること) という種別も規定されている (5322 条(a)、5328 条)。

また、他の制定法での面会交流 (Visitation) は上記の部分身上監護権、共有身上監護権、または監督付身上監護権のいずれかに解される旨規定されている (5322 条(b))。

以上の規定からすれば、ハーグ条約上の監護権の侵害の有無については、子との接触が権利として保証されている状況下で子が奪取された場合には、認められる可能性が高いものと解される。

ドメスティック・バイオレンス等の考慮

監護権の付与にあたり考慮すべき事情として、「一方当事者又はその家族により犯された現在又は過去の虐待、子又は虐待された当事者に対する害悪の継続的な危険の有無、及び、いずれの当事者がより適切に子の身体の安全を確保し子を監督できるか否か」が規定されており (5328 条(a)(2))、ドメスティック・バイオレンスのケースにおいて子を害悪から守るために必要な合理的な安全措置をとるべき場合において子を引き渡さなかったことや、一方当事者が子を他方当事者の虐待から保護しようとした努力が監護権の決定にあたって不利に考慮されてはならない趣旨の規定 (5328 条(a)(8)(13)) が置かれている。